

秋田県手をつなぐ親たち

第44号

社団法人 秋田県手をつなぐ育成会 発行人：会長 谷内 和夫

平成24年度～春～

秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館3F

TEL・FAX 018-864-2718 HP <http://www.akita-ikuseikai.jp/>

成果と課題

谷内 和夫

平成二十三年度、県育成会の事業計画も皆さんのご協力により、概ね所期の目的を達成できたと思っています。

九月四日、「幸せにつながる地域社会の実現にむけて」をテーマに、十年ぶりに男鹿市で開催された第五十三回全県大会は、六五〇名の参加者のもと、内容の充実した大会となりました。実行委員会を初めご協力を頂いた男鹿・南秋地域の市町村や福祉施設、会員の皆様のご協力に感謝申し上げます。

特別支援学校（学級）の保護者に対し、地域が抱える問題や卒業後遭遇するであろう諸問題、例えば「障害基礎年金」の申請や「障害程度区分」への対処の仕方について、経験のある先輩会員と情報交換の機会を持ち、好評を得たこともありました。若い親たちに育成会へ関心を持ってもらうためにも継続したい事業です。

大震災の被災地三県の反省に学び、秋田県としても対策を立てておく必要を共通理解し、障害福祉

関係六団体による「秋田県障害福祉団体連合会（会長は育成会長）」を立ち上げ、要望活動等を行っています。

さて、新年度にも大きな課題を抱えています。まずは新しい「障害者福祉法（仮）」が出来るだけ早く実施されるよう要望し、注視していきたいことです。

これまでの育成会活動は、制度や政策実現のための要望活動が中心でした。これからは、この活動に加え、福祉サービスの受け手にとどまらず、地域や社会に貢献し偏見のない共生社会の実現に向けて、地域を変えていくことが求められています。地域ぐるみの活動を考える必要があります。

次に、以前から公益法人格取得に向かつて鋭意準備中ですが、いよいよ正念場を迎えます。

知的障害者の福祉が一層進展し、本人たちの人間としての権利擁護を進め、かつ、本人活動を活発にしていくためには安定した法人運営が是非とも必要になります。

会員一人ひとりの意識の高揚とご協力を切望する次第です。

平成二十四年度もよろしくお願い申し上げます。

平成二十三年度の主な事業実績

一、福祉思想の啓発や情報提供

（一）秋田県大会男鹿大会

平成二十三年九月四日、男鹿市文化会館を会場に、六百五十人の参加のもと開催しました。詳細は、会報四十三号を参照してください。

（二）情報提供

ホームページを平成二十三年八月に開設し、事業の案内、制度改正の速報などを掲載しているので、ご参照ください。

二、研修会、協議会の開催

（一）組織強化

障害福祉団体連合会・障害福祉協議会等知的障害者に関係する団体が知的障害者を取り巻く諸問題について協議し、県や国に対しての要望を行いました。特に、障害者自立支援法を廃止し、新法を作るために国で設置した総合福祉部会が新法のあるべき姿を提言したのに対する国の対応が大きくかけ離れており、提言を尊重するよう民主党に対し要望を行っています。

また、障害福祉団体連合会では、災害時における知的障害者

の避難や連絡体制、安否確認など支援の具体的なマニュアル作りに取り組んでいます。

(二) 障害者支援事業合同協議会

平成二十三年

十一月二十一日・二十二日

秋田温泉さとみ

参加者七十人

知的障害者福祉協会と育成会が諸問題について協議・研修する場で、今年度は、東日本大震災の経験を踏まえ、災害時における利用者の安全確保や連絡体制などについて、協議が行われました。研修会では、元仙台市副市長の岩崎恵美子氏を講師にお迎えし、実際に被災した経験から、災害時の対応について、学びました。施設関係者、保護者共到大変参考になった内容でした。資料の一部を七ページから掲載します。

(三) 会員研修会

十一月二十二日に(二)の研修会と合同で開催し、午後からは総合福祉部会の骨格提言内容について、研修しました。

参加者八十人

(四) 地区別研修会

① 県北地区 参加者 六十人
十月十日北秋田市交流センター・高等部卒業に備えて保護者が

心がけてほしいこと

・改正障害者自立支援法が抱えている問題

② 中央地区 参加者 五十人

十一月十四日 秋田市いやたか

・家族支援の必要性

③ 県南地区 参加者 五十五人

十二月十日 さんさん横手

・最近の育成会活動について
・音楽療法について

三、特別支援学校保護者

研修会・相談会

① 比内養護学校かつの分校

十二月二十二日 参加者五十人

② 栗田養護学校・天王みどり学園

秋田大学附属特別支援学校

九月二十六日 参加者五十人

会場 秋田県社会福祉会館

③ ゆり養護学校

十二月三日 参加者七十二人

④ 稲川養護学校

二月十七日 参加者 四十五人

卒業を間近に控えた保護者の皆さんは今後の生活について不安に思っていることが多い。このため、卒後の相談について、育成会活動を紹介するとともに、卒後福祉サービスを利用するための手続き等について説明を行った。特に障害程度区分について、経験のある育成会会員から申請時の注意事項として、

事例をあげながら、保護者は、

子どものことを悪くは説明できないと思うが、出来ないことを強調して説明しないと、程度区分が良く判定され、福祉サービスの内容が違ってくる。

一度判定が決まると訂正が難しいので最初の説明が肝心である旨の説明をして、大変好評であった。

四、本人活動支援事業

① 第十三回秋田県ともだちの会

二月二十三日参加者七十五人

会場 秋田県社会福祉会館

・本人が主体となった実行委員会を四回開催し、事業の企画立案を行った。

・全体交流会、三分科会で交流を図った。

② ボランティア活動

鹿角手をつなぐ親の会

七月二十三日～十一月二十九日

四回実施 延べ三十人

・かつの活動センターの農園の除草や冬囲い

③ 学習活動

にかほ市手をつなぐ育成会

場所 遊佐町 海浜自然の家

十月十日 参加者 三十八人

・遊佐町の本人達と、山形の芋煮を料理体験しながら交流を深めた。

④ 文化活動(音楽活動)

横手市手をつなぐ育成会・阿桜園保護者会

十二月十日 参加者 五十人

会場 横手市 さんさん横手

・音楽療法士の指導のもと、歌やゲームで交流を深めた。

⑤ フライングディスク教室

吉野保護者会

十月十六日 参加者 五十人

会場 吉野郷みどりの広場

⑥ ソフトボール大会

大仙市手をつなぐ育成会

九月十一日 参加者 五十人

会場 大仙市親水公園

・角間川地区の町内会、事業所の参加を得て、地域との交流を深めた。

五、全国大会・東北ブロック大会

関係事業への助成・協力

(一) 手をつなぐ育成会全国大会

十一月五日・六日

東京国際フォーラム

秋田県からの参加者二十五人

・東日本大震災の被災地復興を支援しよう

(二) 東北ブロック大会

十月十五日・十六日

山形国際ホテル

秋田県からの参加者 四十五人

・知的障害者の防災基盤整備
・災害時における知的障害者施

設の役割

- ・ 育成会の被災支援活動の推進
- ・ 本人活動と防災学習

(三) 秋田県障害者スポーツ大会
秋田県障害者福祉展への協力

六 全日本育成会の情報誌の提供
一回 三七〇部

平成二十三年度第二回総会の
概要について

平成二十四三月八日に平成二十三年度第二回総会を開催しました。今回の総会では、平成二十五年年度には、国の法人制度改革により、県育成会は公益社団法人に移行する準備を進めています。公益社団法人に移行了した場合の定款や諸規定について提案され、承認されました。

また、平成二十四年度事業計画及び予算についても原案通り承認されました。

理事が一名欠員となっていましたので、その補充として、八峰町手をつなぐ育成会会長の今井正巳氏が選任されました。

平成二十四年度事業計画
基本方針

(一) 新しい制度「障がい者総合福祉法」(仮称)の動向や、自立に向けた権利擁護に関する

諸問題を研修、理解するための取り組み

(二) 県内三地区組織体制を拡大強化し、持続性のある事業とするための取り組み

(三) 第五十四回手をつなぐ育成会秋田県大会北秋田・大館地区大会の開催と今後のありかた、内容の検討

(四) 第五十三回東北ブロック大会(平成二十五年秋田県当番)の開催に向けた準備

(五) 市町村育成会・施設保護者の情報交換、研修会など連携の機会を強めるための取り組み

(六) 本人活動に対する積極的な支援、協力

(七) 本人や家族等に対する相談支援事業の充実

(八) 秋田県知的障害者福祉協会や秋田県障害福祉団体連合会との情報交換と協働活動するための取り組み

(九) 特別支援学校や特別支援学級保護者への育成会活動を理解していただくための取り組み、就学前の幼児期保護者への支援

(十) 次代を担う会員の育成と組織加入、個人加入拡大のための取り組み

(十一) 行政機関、教育機関、他関係団体との連携強化と情報交換

(十二) 新公益法人制度移行のための取り組み

(十三) 会員が必要とする資料のスピーディな配布と周知・ホームページによる情報提供

全国大会・東北ブロック大会の
お知らせ

①第五十二回手をつなぐ育成会東北ブロック大会(宮城大会)
九月二十九日～三十日
仙台市 秋保温泉
ホテルニュー水戸屋

②第六十一回手をつなぐ育成会全国大会(高知大会)
十月二十七日～二十八日
高知県民文化ホール



平成24年度手をつなぐ育成会予算

一般会計	13,018千円	⑥特別支援学校保護者会相談会	90千円
①第54回秋田県大会等	2,205千円	⑦各種事業への助成事業	1,050千円
②情報提供事業	514千円	⑧管理・運営費等	7,595千円
③組織強化事業	59千円		
④各種研修会開催事業	595千円	特別会計	1,759千円
⑤本人活動支援事業等	910千円	⑨情報誌『手をつなぐ』の配布	1,759千円

☆賛助会員☆

平成二十三年度は、次の方々に賛助会員等として会の活動を応援していただきました。会員一同ご協力に感謝申し上げます。

高橋 博 様	佐藤雄孝 様	齋藤健一 様	菅原一恵 様	最上慶治 様	由利勝朗 様	加賀谷ルミ子 様	今山弘子 様	松山洋子 様	柴田貞二 様	谷内和俊 様	谷内幸保 様	阿部博雄 様	佐々木慶太郎 様	小田嶋栄悦 様	山下克子 様	中津川正次郎 様	谷内和夫 様	金 慶一 様	小野瑞枝 様	小笠原佳江 様	長橋和子 様	勝山次男 様
	佐藤勇太郎 様	須田 馨 様	大野広四郎 様	加賀谷弘 様	小関和美 様	佐藤芳郎 様	加藤恵美子 様	石川紀子 様	高橋勝彦 様	小山真紀子 様	森田勝利 様	安田正一 様	谷口洋子 様	貴俵邦彦 様	鷹島敏男 様	樋口貞夫 様	谷内陽子 様	佐藤要治 様	小松拓治 様	田中孝美 様	近藤昭三 様	越後鉄雄 様

有限会社本山物産 様
秋田市外旭川字大畑 94—8

亀谷武彦 様
美郷町野中字沢田 3

社会福祉法人慈泉会
サンワーク六郷 様
美郷町野中字下村 55—2

千畑クリニック 横井照彦 様
美郷町土崎字上野 230—1

高山齒科クリニック高山貴寛 様
美郷町土崎字上野 236—4

藤嶋医院 藤嶋鉄男 様
美郷町土崎上野乙 111—2

薬局すばる 黒丸長雄 様
大仙市角間川字町頭 180—19

特定非営利活動法人
秋田ふくしハートネット 様
仙北市角館町大風呂 1—1

株式会社アキタネット 様
秋田市川尻大川町 2—35

第54回手をつなぐ育成会秋田県大会（北秋田・大館地区大会）

<大会スローガン>

「本人の自立を支援し、地域で普通に暮らせる社会を目指そう」
～地域に貢献する本人活動、育成会活動を考える～

<日時>

平成24年8月5日（日）
午前9時30分から午後3時20分

<会場>

北秋田市民文化会館 北秋田市交流センター
北秋田市材木町2番3号（TEL 0186-62-2377）

<主要内容>

- ・式典
- ・講演 テーマ「地域と共に歩む社会を目指すための支援の在り方」
北秋田市障害者支援センター 相談支援専門員 中村智子氏
- ・アトラクション 「矢立太鼓」矢立育成園利用者
ボディパーカッション みんなで体を動かそう
- ・座談会 テーマ「地域で暮らす、施設で暮らす、本人の希望をかなえる支援の在り方について考える」 司会者 中村智子氏
- ・秋田県ともだちの会 お楽しみ会、レクリエーション

<参加費>

参加者 1人2,500円 本人 1人 1,500円（資料・昼食代含む）

障害者自立支援法の見直しに関する動向について

障害者制度改革の状況

民主党マニフェスト2009（抄）



26. 「障害者自立支援法」を廃止して、障がい者福祉制度を抜本的に見直す

【政策目的】

- 障がい者等が当たり前に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会をつくる。

【具体策】

- 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法（仮称）を制定する。
- わが国の障がい者施策を総合的かつ集中的に改革し、「国連障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備を行うために、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置する。

【所要額】

400 億円程度

障害者制度改革の推進体制

【障がい者制度改革推進本部】 （平成21年12月8日～）

内閣総理大臣を本部長としすべての国務大臣で構成

【障がい者制度改革推進会議】 （平成21年12月15日～）

障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、学識経験者等

【総合福祉部会】 （平成22年4月12日～）

- ・障害者総合福祉法（仮称）についての議論の場
- ・部会構成は障害当事者55名
- ・平成23年8月に、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言取りまとめ

【差別禁止部会】 （平成22年11月1日～）

- ・障害者差別禁止法（仮称）についての議論の場

関連法案の検討状況

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について（平成22年6月29日閣議決定）のポイント

◎障害者基本法の改正

「平成23年常会への法案提出を目指す」

→平成23年7月『障害者基本法の一部を改正する法律』成立（同年8月公布）

◎「障害者総合福祉法」（仮称）の制定

- ・制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築

「平成24年常会への法案提出、25年8月までの施行を目指す」

◎障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定

「平成25年常会への法案提出を目指す」

障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言（概要）

障がい者制度改革推進会議
第35回（H23.9.26）資料2

障害者総合福祉法の 6つのポイント

1. 障害のない市民との平等と公平
2. 谷間や空白の解消
3. 格差の是正
4. 放置できない社会問題の解決
5. 本人のニーズにあった支援サービス
6. 安定した予算の確保

I. 障害者総合福祉法の骨格提言

1. 法の理念・目的・範囲

- ・障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現する。
- ・保護の対象から権利の主体への転換と、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。
- ・地域で自立した生活を営む権利。

2. 障害（者）の範囲

- ・障害者総合福祉法が対象とする障害者（障害児を含む）は、障害者基本法に規定する障害者をいう。
- ・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。

3. 選択と決定（支給決定）

- ・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。
- ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。
- ・協議調整により必要十分な支給量が保障される。
- ・合議機関の設置と不服申立。

4. 支援（サービス）体系

- ・障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。
- ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。

5. 地域移行

- ・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記する。
- ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。
- ・ピアサポーターの活用。

6. 地域生活の基盤整備

- ・計画的な推進のため地域基盤整備10か年戦略策定の法定化。
- ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本方針と整備計画を示す。
- ・地域生活支援協議会の設置。

7. 利用者負担

- ・食料費や光熱水費等は自己負担とする。
- ・障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求める。

8. 相談支援

- ・対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。
- ・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする。
- ・複合的な相談支援体制の整備。

9. 権利擁護

- ・権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から相談、利用、不服申立てのすべてに対応する。
- ・オプンズパーソン制度の創設。
- ・虐待の防止と早期発見。

10. 報酬と人材確保

- ・利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅支援に係る報酬は時間割とする。
- ・福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賃金を支払える水準の報酬とする。

II. 障害者総合福祉法の制定と実施への道程

1. 障害者自立支援法の事業体系への移行問題

- ・自立支援法の事業移行期限終了後も一定の要件の下で移行支援策を継続する。

2. 障害者総合福祉法の制定及び実施までに 行うべき課題

- ・総合福祉法の制定及び実施に当たり地方自治体の意見を踏まえる。
- ・総合福祉法の策定及び実施のための実態調査や試行事業を行う。

3. 障害者総合福祉法の円滑な実施

- ・総合福祉法を補完する、あるいはこれへの移行を支援する基金事業を設けること。

4. 財政のあり方

- ・国は予算措置に必要な基礎データを把握する。
- ・障害関連予算をOECD諸国の平均水準を目標漸進的に拡充する。
- ・財政の地域間格差の是正を図る。
- ・財政設計にあたり一般施策での予算化を追求。
- ・障害者施策の推進は経済効果に波及する。
- ・支援ガイドラインに基づく協議調整による支給決定は財政的にも実現可能である。
- ・長時間介護等の地域生活支援のための財源確保を講じること。

III. 関連する他の法律や分野との関係

1. 医療

- ・医療は福祉サービス及び保健サービスとの有機的連携の下で提供される必要がある。
- ・福祉、保健、医療にわたる総合的な相談支援が必要。

2. 障害児

- ・障害児を含むすべての子供の基本的権利を保障する仕組みの創設が必要。
- ・障害を理由に一般児童施策の利用が制限されるべきではない。

3. 労働と雇用

- ・障害者雇用促進法を見直し、雇用の質の確保、必要な支援を認定する仕組みの創設、雇用率や納付金制度見直し等を行う。
- ・労働と福祉の一体的展開。

厚生労働省案

平成24年2月7日配布 於：民主党厚生労働部門障がい者WT

1. 理念・目的・名称

(1) 理念・目的

障害者基本法の改正を踏まえ、法に基づく日常生活、社会生活の支援が、可能な限り身近な場所において受けられること、共生社会を実現すること、社会的障壁を除去することに資するものとなるように、法律の理念を新たに掲げる。また、これに伴い目的規定を改める。

(2) 法律の名称

障害者自立支援法の名称そのものを見直す。

2. 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者基本法の改正を踏まえ、法の対象となる障害者の範囲に治療方法が未確立な疾病その他の特殊な疾病（難病など）であって政令で定めるものによる一定の障害がある者を加える。（児童福祉法においても同様の改正を行う。）

3. 障害程度区分の見直し

法の施行後5年を目途に、障害程度区分の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずることとする規定を設ける。

4. 障害者に対する支援（サービス）の充実

(1) 共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化

地域移行に向けた地域生活の基盤となる住まいの場について、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合する。

(2) 就労支援の在り方の見直し

法の施行後5年を目途に、就労支援の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずることとする規定を設ける。

(3) 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業として、地域社会における障害者に対する理解を深めるための普及啓発や、ボランティア活動を支援する事業を追加する。

(4) 総合的な相談支援体系の整備

サービス等利用計画書の作成や地域移行支援、地域定着支援を行う相談支援事業者への専門的な支援などを担い、地域における相談の中核となる基幹相談支援センターは、その事業を効果的に実施するため、地域の事業者、民生委員などの関係者との連携に努めることとする。

5. 地域生活の基盤の計画的整備

(1) 障害福祉計画の見直し

市町村は、障害者の数などの客観的な指標に限らず、地域の潜在的なニーズを把握した上で障害福祉計画を定めるよう努めることとする。

(2) 自立支援協議会の設置促進

地域の課題を共有し、効果的な基盤整備などについての協議を行う自立支援協議会について、その設置がさらに促進されるよう努めることとする。

6. その他

(1) 介護人材を確保するための措置

介護人材が安心して、事業所において支援に従事できるよう、最低賃金法などの労働法規に違反して罰金刑を受けた者については事業者の指定を受けられないこととする。

(2) 関係規定及び関係法律の規定の整備

その他関係規定及び関係法律について所要の改正を行う。

7. 施行期日

施行期日は、平成25年4月1日とする。

ただし、4. (1)（共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化）については、平成26年4月1日とする。

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案の概要

1. 趣旨

（平成24年3月13日 閣議決定）

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、関係法律の整備について定めるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念に新たに掲げる。

3. 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。（児童福祉法における障害児の範囲も同様に対応。）

4. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大（「重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるもの」とする）
- ② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- ③ 地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、手話通訳者を養成する事業等）

5. サービス基盤の計画的整備

- ① 基本指針・障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化
- ② 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ③ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

6. 検討規定（障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討）

- ① 常時介護を要する者に対する支援、移動の支援、就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
 - ② 障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方
 - ③ 意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ※ 上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

3. 施行期日

平成25年4月1日（ただし、4. ①及び②については、平成26年4月1日）

障害者の災害時に供えた危機管理対応について

2011.11.22 22日秋田県手をつなぐ親たち 合同講演会

障害者の災害時に備えた 危機管理対応について

岩崎 恵美子



秋田県障害者支援センター

この東日本大震災が私達に教えてくれたこと

1. 電気が止まる・・・
 - ・エレベーター、駐車場、
2. 地震には津波がついてくる
 - ・海辺の人とその後ろの開発した住宅地の人の経験の差、知識の差
 - ・津波では車では逃げない
 - ・高い所へ逃げる
 - ・施設の開放・・・高速道路なども
3. 都市での大きな揺れによって出た、さまざまな障害
 - ・看板の落下、アーケードや大きな施設の天井の落下
 - ・高層マンション、ビルなどでの被害・・・階層によって異なる
 - ・タワーパーキングの脆さ

この東日本大震災が私達に教えてくれたこと

4. 避難所のあり方
 - ・市で決めた避難所の場所の適否
 - ・数の少なさ
 - ・自治体が管理しやすいように縫ったことでの問題点
 - ・・・指定避難所以外には支援せずなどの問題が続出
5. 輸送手段の混乱が支援を遅らせた
(ガソリン、軽油・・・そして灯油など)
 - ・輸送手段がないために遺体の搬送にも十分行えなかった。
 - ・被災直後は薬、慰留関係者など、医療に関係するものの輸送、配送が上手く行かなかった

この東日本大震災が私達に教えてくれたこと

6. 災害の種類や程度によって、災害医療は異なる
 - ・津波での溺死がほとんどで、緊急の医療は少なかった
 - ・地域医療の実態が反映された状況があまり出されなかった
 - ・・・高齢者、生活習慣病、
7. 帰宅困難者・震災難民
 - ・仙台市ではアーケード街などで過ごす人、ホテルなどで過ごす人が多かった。
 - ・駅は天井などが壊れて人を入れることが出来ずに・・・
 - ・街では特に若者・・・行き場所のない若者が多く見られた。
 - 若者の多くはお金もなく、避難所にも入れず、所属する仕事場も被災してゆく所がなく路上生活者が増えた。

個人でできる最低限度の準備

1. 食べ物
 2. トイレ 個人でも可能・・・バケツ、ペットシート
老人や子供のオムツなどを使用
 3. 水は必ず用意
- 「冷蔵庫の中の物を食べる」・・・と言うけれども揺れて恐怖心で自宅に居れない
- 「3日目には支援物資が届く」・・・と言われてきたが、あまりに被害地域が広く、来なかった。
- ※一番困ったこと・・・ガソリン、灯油がなかったこと
- 経産省が大手と組み、統制
 - 病院、消防などは困り、地元の小さな企業から分けてもらう

今回の震災で学んだこと

- ！電源が消滅する
 - ⇒自家発電の燃料の確保・・・日常的に何時も満タン
 - ⇒車も満タン
 - ⇒冷蔵庫への食料の備蓄も
- ！電話は通じなくなる
 - ⇒携帯電話は集中するために繋がらない。
 - しかし、メールは繋がる
- ！家族との連絡を決めて置く
 - ・・・家族も被害に遭っている可能性がある。
 - 家族との連絡が取れなくとも情報を伝える手段を決めておく。
 - 家族が来るまで預かる覚悟は必要。

6

今回の震災で学んだこと

- ！自分達で3～4日は生きること考えて計画する必要がある。
自治体には限界があり、助けを求めても期待できないことを覚悟する必要がある。
- ！離れた地域の仲間との連携は大切
離れた仲間からの支援に助けられた。
近い仲間では、同じように被害を受けている可能性がある。
日頃からの交流で関係を蓄積する。
- ！地震の後には津波がくるとの前提で行動する。
車で逃げるのは危険。ただし、地震直後なら可能である。
津波は直ぐには来ない。
高台の逃げ場所を常日頃から想定しておく。
情報はカーナビなどで知ることが出来る。(テレビ代わりになる)

今回の震災で学んだこと

- ★常備すると良いと思われたもの
 - ・頭を守るもの・・・ヘルメット
 - ・気候などに対する備え
寒さ・・・低体温症
暑さ・・・熱中症
 - ・飲み水
 - ・3日分くらいの食料
 - ・タオル、毛布など

8

今回の震災で学んだこと

避難所での感染症対策

ノロウイルス感染症やインフルエンザ程度など・・・
手洗いができないので、アルコールなどの消毒手洗い
ハイターなどを準備しておく

ハエなどの発生は見られたが、発生したハエ自体心配ない。

インターネットの発達した社会ではネットを使って、
必要な支援を求めることが可能になった。

→ 隣近所の人々の支援も必要。
町内会、地域の民生委員など、医療機関

9

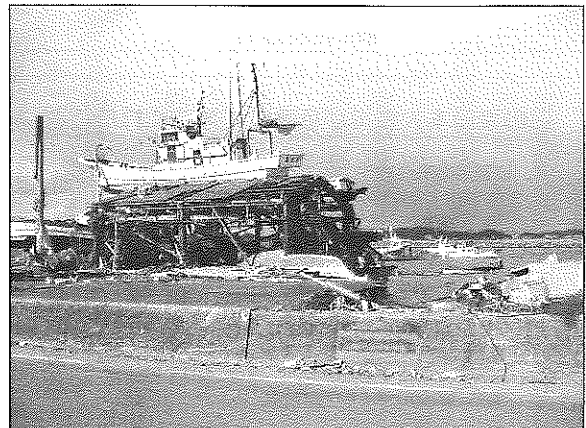
今回の震災で学んだこと

災害に対する恐怖心が強く、人々は避難所に集まる。

大勢でいることによって、安心感がある。

ある程度の時間が経たないと解決しない問題は多い。

10



●● 1日あたり(約41円)のご負担で、充実した保障をお届けいたします。●●

年間
保険料 **15,000円**
(Aプランの場合)

知的障がい、発達障がい、ダウン症の方をお守りする安心の保険。
ぜんちの **あんしん保険**
少額短期保険組合共済 (県内加盟)

●●● 病気・ケガの入院や個人賠償責任に、こんな形で皆さまのお役にたちます。●●●

1 1泊2日の入院を
初日から保障

虫歯の治療で1泊2日の入院、肺炎で1ヶ月入院……。ぜんちのあんしん保険は病気・ケガの入院を初日から保障。付添看護の有無等も問いません。

2 個人賠償責任補償は
原則として回数制限なし

施設の窓ガラスを割った、施設職員のメガネを壊した。同じような事故を何度も起こしてもぜんちのあんしん保険は、原則として保険金請求の回数制限を設けていません。

ぜひ、あなたご自身で詳しい保障内容をお確かめください。

詳しい資料のご請求、商品のお問い合わせは下記代理店へお気軽にどうぞ。

○引受保険会社

ともに助け、ともに生きる
ぜんち共済株式会社
ZENCHI 関東財務局長(少額短期保険)第14号
〒101-0032 東京都千代田区岩本町三丁目5番8号
岩本町シティプラザビル5階

○募集代理店

(株)エフシーバンク
TEL 019-643-1511 FAX 019-643-1512
〒020-0121 岩手県盛岡市月が丘2-8-1 マルエイビル2F

*この広告は商品の概要を説明しております。ご契約の際には必ず「パンフレット」「重要事項説明書」をご確認ください。